

自主点検表【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 (令和6年度版)

●チェックポイントに対する「評価」欄の記入要領(例)

- ・満たしている … ○
- ・一部満たしていない … △
- ・満たしていない … ×
- ・該当なし … —

※満たしていないものがあつた場合、「備考」欄に その内容を記載すること。

事業所名	
点検年月日	令和 年 月 日
記入者	職名 氏名

●凡例

条例第3号 … 「大山崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年3月31日 大山崎町条例第3号)

平18老計発0331004他… 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(平成18年3月31日 老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)

平18厚告126 … 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
(平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号)

平18老計発0331005他… 「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項」
(平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)

法 …介護保険法

施行法 …介護保険法施行法

政令 …介護保険法施行令

施行規則…介護保険法施行規則

厚令 …厚生省令又は厚生労働省令

厚告 …厚生省告示又は厚生労働省告示

老発…厚生省老人保健福祉局長通知

老企…厚生省老人保健福祉局企画課長通知

老計…厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知

老振…厚生省老人保健福祉局振興課長通知

老健…厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知

老老…厚生労働省老健局老人保健課長通知

0 総則

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 指定地域密着型サービスの事業の一般原則	① 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	条例第3号 第3条	▲サービス提供について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。		▲地域密着型サービスの事業の運営について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。		▲利用者の人権の擁護、虐待の防止等について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。		▲サービスの提供に当たり、左記の情報を活用しているか。		
2 暴力団員等の排除	① 地域密着型サービスの事業を行う事業所の従業者は、大山崎町暴力団排除条例(平成24年大山崎町条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者であつてはならない。		▲従業者について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	② 地域密着型サービスの事業を行う事業所は、その運営について、大山崎町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等の支配を受けてはならない。		▲事業所の運営について、左記の取扱いとしているか。		

1 基本方針

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本方針	① 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。	条例第3号第150条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

2 人員に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 従業者の員数	① 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、四の栄養士又は栄養管理士を置かないことができる。 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 二 生活相談員 1以上 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。 ロ 看護職員の数は、1以上とすること。 四 栄養士又は管理栄養士 1以上 五 機能訓練指導員 1以上 六 介護支援専門員 1以上	条例第3号第151条	▲従業者を左記により配置しているか。 ・ 医師 ・ 生活相談員 ・ 介護職員 ・ 看護職員 ・ 栄養士 ・ 管理栄養士 ・ 機能訓練指導員 ・ 介護支援専門員 ●常勤の勤務時間数 時間/週 ●夜間及び深夜の時間帯 : ~翌 :		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
②	①の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。		▲入所者について、左記の要件を満たしているか。		
③	指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。		▲従業者について、左記の要件を満たしているか。		
④	①の一の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。⑧の一及び⑰、「3-1①の六」並びに「5-3①の三」において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。		▲医師について、左記の要件を満たしているか。		
⑤	①の二の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。		▲生活相談員について、左記の要件を満たしているか。		
⑥	①の三の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。		▲介護職員について、左記の要件を満たしているか。		
⑦	①の三の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。		▲看護職員について、左記の要件を満たしているか。		
⑧	①の二及び四から六までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の一から四に掲げる区分に応じ、当該一から四に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 一 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員 三 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。） 四 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員		▲栄養士・管理栄養士について、左記の要件を満たしているか。		
⑨	①の五の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。		▲機能訓練指導員は左記の要件を満たしているか。		
⑩	①の五の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。		▲機能訓練指導員について左記の要件を満たしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
⑪	①の六の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。		▲介護支援専門員について、左記の要件を満たしているか。		
⑫	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。		▲医師について、左記の要件を満たしているか。		
⑬	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。		▲従業者について、左記の要件を満たしているか。		
⑭	指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。		▲入所定員について、左記の要件を満たしているか。		
⑮	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。		▲介護支援専門員は左記の要件を満たしているか。		
⑯	指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が①から⑮に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に条例第3号第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に定め		▲従業者について、左記の要件を満たしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	る人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。				
⑰	①の一の医師及び①の六の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数及び当該サテライト型居住施設の入居者の数の合計を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、①の六の規定にかかわらず、1以上(入居者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)とする。		▲介護支援専門員は左記の要件を満たしているか。		
⑱	指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。	条例第3号第166条	▲管理者について、左記の要件を満たしているか。		

3 設備に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 設備	<p>① 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。</p> <p>ロ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。</p> <p>ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 静養室</p> <p>介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。</p> <p>三 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 洗面設備</p> <p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 便所</p> <p>イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p> <p>ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p>	条例第3号第152条	<p>▲居室は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲静養室は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲浴室は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲洗面設備は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲便所は左記の要件を満たしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>六 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>七 食堂及び機能訓練室 イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>八 廊下幅 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>九 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>		<p>▲医務室は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲食堂及び機能訓練室は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲廊下幅は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲消火設備等は左記の要件を満たしている</p>		
	②		▲①の設備は左記の要件を満たしているか。		
	①の一から九に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。				

4 運営に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 内容及び手続の説明及び同意	① 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、条例第3号第168条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	条例第3号第177条 条例第3号第9条準用	▲ 内容、手続の説明及び同意について、左記の取扱いとしている		
	② 事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、①の規定による文書の交付に代えて、⑤で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下②から⑥において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。		▲電磁的方法により文書を交付する場合、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された①に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに①に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p>				
	③	②に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。	▲電磁的方法により文書を交付する場合、左記の取扱いとしているか。		
	④	②の一の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	▲電磁的方法により文書を交付する場合、左記の取扱いとしているか。		
	⑤	事業者は、②の規定により①に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 ②の一、二に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式	▲電磁的方法により文書を交付する場合、左記の取扱いとしているか。		
	⑥	⑤の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、①に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び⑤の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	▲電磁的方法による文書の交付について、左記の取扱いとしているか。		
2 提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。	条例第3号第177条 条例第3号第10条準用	▲サービス提供拒否について、左記の取扱いとしているか。		
3 サービス提供困難時の対応	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	条例第3号第153条	▲サービス提供困難時の場合、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
4 受給資格等の確認	① 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。	条例第3号第177条 条例第3号第12条準用	▲被保険者証での確認について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、①の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めなければならない。		▲被保険者証での確認について、左記の取扱いとしているか。		
5 要介護認定の申請に係る援助	① 事業者は、入所の際に要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	条例第3号第177条 条例第3号第13条準用	▲左記の場合、必要な援助を行っているか。		
	② 事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。		▲要介護認定の更新申請について、必要な援助を行っているか。		
6 入退所	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。	条例第3号第154条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。		▲入所申込者の優先順位について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。		▲入所に際し、左記の取扱いとしているか。		
	④ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。		▲入所者の入所継続の是非について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ ④の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。		▲④の検討について、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。		▲退所が可能な入所者について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		▲退所に際し、左記の取扱いとしているか。		
7 サービスの提供の記録	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。	条例第3号第155条	▲被保険者証への記載について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。		▲サービス提供の記録について、左記の取扱いとしているか。		
8 利用料等の受領	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施工法」という。）第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。②並びに「5-4①及び②」において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。	条例第3号第156条	▲介護サービス利用料等の受領について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。		▲利用料の公平性について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、①②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。「5-4③の一」において同じ。）（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。「5-4③の一」において同じ。））を限度とする。）		▲介護サービス以外の利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>二 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。「5-4③の二」において同じ。）（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。「5-4③の二」において同じ。））を限度とする。）</p> <p>三 指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号の規定による基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号の規定による基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 理美容代</p> <p>六 一から五に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの</p>				
	④	③の一から四までに掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準第136条第4項の規定によるものとする。		▲食費・居住費等について、左記の取扱いとしているか。	
	⑤	指定地域密着型介護老人福祉施設は、③の一から六に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、③の一から四までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。		▲③のサービス提供に当たり、左記の取扱いとしているか。	
9 保険給付の請求のための証明書の交付		事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	条例第3号第177条 条例第3号第22条準用	▲サービス提供証明書の交付について、左記の取扱いとしているか。	
10 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	①	指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。	条例第3号第157条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。	
	②	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。	

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	④ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
11 身体的拘束等の禁止等	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。		▲身体的拘束等について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、①の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		▲身体的拘束等の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。		▲身体的拘束等の適正化を図るため、左記の取り扱いとしている		
12 地域密着型施設サービス計画の作成	① 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。	条例第3号 第158条	▲地域密着型施設サービス計画について、左記の取扱いとしているか。		
	② 地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。		▲地域密着型施設サービス計画について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。		▲アセスメントについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	④ 計画担当介護支援専門員は、③に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。		▲アセスメントについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。		▲アセスメントの結果を踏まえ、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下⑥から⑩において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下⑥において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。		▲地域密着型施設サービス計画の原案について、左記の取扱いとしているか。		
	⑦ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。		▲地域密着型施設サービス計画の原案について、左記の取扱いとしているか。		
	⑧ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。		▲地域密着型施設サービス計画を作成した際、左記の取扱いとしているか。		
	⑨ 計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。		▲地域密着型施設サービス計画の変更について、左記の取扱いとしているか。		
	⑩ 計画担当介護支援専門員は、⑨に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 一 定期的に入所者に面接すること。 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。		▲モニタリングについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	⑪ 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 一 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 二 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合		▲左記の場合、担当者から専門的な意見を求めているか。		
	⑫ ②から⑧までの規定は、⑨に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。		▲地域密着型施設サービス計画の変更について、左記の取扱いとしているか。		
13 介護	① 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。	条例第3号第159条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。		▲入浴等について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。		▲排せつについて、左記の取扱いとしているか。		
	④ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。		▲おむつについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。		▲褥瘡(じょくそう)について、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、①から⑤に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。		▲離床等について、左記の取扱いとしているか。		
	⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。		▲介護職員の従事について、左記の取扱いとしているか。		
	⑧ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
14 食事	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。	条例第3号第160条	▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。		▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
15 相談及び援助	指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	条例第3号第161条	▲相談及び援助について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
16 社会生活上の便宜の提供等	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。	条例第3号第162条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。		▲左記の場合、同意を得て代行しているか。		
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	④ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。		▲外出について、左記の取扱いとしているか。		
17 機能訓練	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。	条例第3号第163条	▲機能訓練について、左記の取扱いとしているか。		
17-2 栄養管理	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。	条例第3号第163条の2	▲栄養管理について、左記の取扱いとしているか。		
17-3 口腔衛生の管理	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。	条例第3号第163条の3	▲口腔衛生の管理について、左記の取扱いとしているか。		
18 健康管理	指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。	条例第3号第164条	▲健康管理について、左記の取扱いとしているか。		
19 入所者の入院期間中の取扱い	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。	条例第3号第165条	▲入所者が入院した場合、左記の取扱いとしているか。		
20 緊急時の対応	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、「2-1①の一」に掲げる医師及び利用機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。	条例第3号第165条の2	▲緊急時等の対応について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、①の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。		▲緊急時等の対応について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
21 利用者に関する町への通知	事業者は、サービスを受けている利用者が次の一、二のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	条例第3号第177条 条例第3号第28条準用	▲左記の場合、本市及び当該利用者の保険者に通知しているか。		
22 管理者の責務	① 事業所の管理者は、当該事業所の従業員の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。	条例第3号第177条 条例第3号第59条の11準用	▲管理者について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業所の管理者は、当該事業所の従業員に「4 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うもの		▲管理者について、左記の取扱いとしているか。		
23 計画担当介護支援専門員の責務	計画担当介護支援専門員は、「4-12」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 五 「4-11②」の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。 六 「4-35②」の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。 七 「4-37③」の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。	条例第3号第167条	▲計画担当介護支援専門員について、左記の取扱いとしているか。		
24 運営規程	指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業員の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 施設の利用に当たっての留意事項 六 緊急時などにおける対応方法 七 非常災害対策 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 その他施設の運営に関する重要事項	条例第3号第168条	▲運営規程について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
25 勤務体制の確保等	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。	条例第3号第169条	▲勤務体制について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		▲従業者によるサービス提供について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。		▲従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		▲就業環境について、左記の取扱いとしているか。		
26 定員の遵守	指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	条例第3号第170条	▲入居定員・居室定員について、左記の取扱いとしているか。		
27 非常災害対策	① 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	条例第3号第177条 条例第3号第59条の15準用	▲非常災害対策について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、①に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。		▲①に規定する訓練について、左記の取扱い		
28 衛生管理等	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。	条例第3号第171条	▲衛生管理について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の一から四に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。		▲感染症・食中毒について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>三 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 一から三に掲げるもののほか、指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p>				
29 協力医療機関等	<p>① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の一から三に掲げる要件を満たす協力医療機関(三の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該一から三の要件を満たすこととしても差し支えない。</p> <p>一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p>	条例第3号第172条	▲協力医療機関について、左記の取扱いとしているか。		
<p>※協力医療機関との連携に関する経過措置 令和9年3月31日までの間における①の規定の適用については、これらの規定中「～定めておかなければならない。」とあるのは「～定めておくよう努めなければならない。」とする。</p>					
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った町長に届け出なければならない。		▲協力医療機関について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。		▲第二種協定指定医療機関について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。		▲協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。		▲入所者の入退院について、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。		▲協力歯科医療機関について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
30 掲示	① 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下②③において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。	条例第3号第177条 条例第3号第34条準用	▲運営規程等の掲示について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、①の規定による掲示に代えることができる。		▲重要事項について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。		▲重要事項について、左記の取扱いとしているか。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>※重要事項の掲示に係る経過措置 令和7年3月31日までの間③の規定の適用については、③中「事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とします。</p> </div>					
31 秘密保持等	① 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	条例第3号第173条	▲秘密保持について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。		▲秘密保持について、左記の取扱いとしているか。		
32 情報の提供	指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。		▲入所者に関する情報の提供について、左記の取扱いとしているか。		
33 広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。	条例第3号第177条 条例第3号第36条準用	▲広告をする場合、左記の取扱いとしているか。		
34 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	条例第3号第174条	▲利益供与の禁止について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。		▲利益収受の禁止について、左記の取扱いとしているか。		
35 苦情処理	① 事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	条例第3号第177条 条例第3号第38条準用	▲苦情への対応について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		▲苦情の記録について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	③ 事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		▲苦情に関する本市の調査等について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 事業者は、町からの求めがあった場合には、③の改善の内容を町に報告しなければならない。		▲町から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		▲苦情に関する国保連の調査等について、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。		▲国保連から求めがあった場合、左記の取扱いとしているか。		
36 地域との連携等	① 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) (以下①において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	条例第3号第177条 条例第3号第59条の17準用	▲運営推進会議について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。		▲運営推進会議の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。		▲地域との交流について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。		▲町が実施する事業について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。		▲サービスの提供について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
37 事故発生の防止及び発生時の対応	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の一から四に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、二に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 四 一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	条例第3号第175条	▲事故の対応、再発防止について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。		▲事故が発生した場合、左記の取扱いとしているか。		
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、②の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。		▲事故の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	④ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		▲損害賠償について、左記の取扱いとしているか。		
38 会計の区分	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	条例第3号第177条 条例第3号第41条準用	▲会計の区分について、左記の取扱いとしているか。		
39 記録の整備	① 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。	条例第3号第176条	▲記録について、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の一から七に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 地域密着型施設サービス計画 二 「4-7②」の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 「4-11②」の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 「4-21」の規定による町への通知に係る記録 五 「4-35②」の規定による苦情の内容等の記録 六 「4-37③」の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 「4-36②」に規定する報告、評価、要望、助言等の記録		▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供に際して、利用者から支払を受ける利用料その他の費用に関する記録及び地域密着型介護サービス費の請求に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。		▲記録の保存について、左記の取扱いとしているか。		
40 業務継続計画の策定等	① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	条例第3号第177条 条例第3号第32条の2準用	▲業務継続計画について、左記の取扱いとしているか。		
	② 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。		▲業務継続計画について、左記の取扱いとしているか。		
	③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。		▲業務継続計画について、左記の取扱いとしているか。		
41 虐待の防止	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の一から四に掲げる措置を講じなければならない 一 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	条例第3号第177条 条例第3号第40条の2準用	▲虐待の防止の対応について、左記の取扱いとしているか。		
42 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	事業者は、当該事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置 令和9年3月31日までの間における42の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。</div>	条例第3号第177条 条例第3号第106条の2準用	▲左記の取扱いを実施しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>(2) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>三 浴室</p> <p>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 医務室</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設サテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとすること。</p> <p>五 廊下幅</p> <p>1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。</p> <p>五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>		<p>▲洗面設備は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲便所は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲浴室は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲医務室は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲廊下幅は左記の要件を満たしているか。</p> <p>▲消火設備等は左記の要件を満たしているか。</p>		
	<p>② ①の二から五までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>		<p>▲①の二～五の設備は左記の要件を満たしているか。</p>		
4 利用料等の受領	<p>① ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>条例第3号 第181条</p>	<p>▲介護サービス利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	<p>② ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>		<p>▲利用料の公平性について、左記の取扱いとしているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>二 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)</p> <p>三 指定地域密着型サービス準第161条第3項第3号の規定による基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号の規定による基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 理美容代</p> <p>六 一から五に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの</p>		<p>▲介護サービス以外の利用料の受領について、左記の取扱いとしているか。</p>		
	④ ③の一から四までに掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準第161条第4項の規定によるものとする。		▲食費・居住費等について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、③の一から六に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、③の一から四までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。		▲③のサービス提供に当たり、左記の取扱いとしているか。		
5 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	① 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。	条例第3号第182条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	② 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	③ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	④ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
6 身体的拘束等の禁止等	① ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。		▲身体的拘束等について、左記の取扱いとしているか。		
	② ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、①の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。		▲身体的拘束等の記録について、左記の取扱いとしているか。		
	③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。		▲身体的拘束等の適正化を図るため、左記の取扱いとしている		
7 介護	① 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。	条例第3号 第183条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	② ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。		▲家事について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。		▲入浴等について、左記の取扱いとしているか。		
	④ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。		▲排せつについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。		▲おむつについて、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡(じょくそう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。		▲褥瘡(じょくそう)について、左記の取扱いとしているか。		
	⑦ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、①～⑥に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。		▲離床等について、左記の取扱いとしているか。		
	⑧ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。		▲介護職員の従事について、左記の取扱いとしているか。		
	⑨ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
8 食事	① ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。	条例第3号第184条	▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
	② ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。		▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
	③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。		▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
	④ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。		▲食事について、左記の取扱いとしているか。		
9 社会生活上の便宜の提供等	① ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。	条例第3号第185条	▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	② ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。		▲左記の場合、同意を得て代行しているか。		
	③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。		▲サービスについて、左記の取扱いとしているか。		
	④ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。		▲外出について、左記の取扱いとしているか。		
10 運営規程	<p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入居定員 四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 緊急時における対応方法 八 非常災害対策 九 虐待の防止のための措置に関する事項 十 その他施設の運営に関する重要事項</p>	条例第3号第186条	▲運営規程について、左記の取扱いとしているか。		
11 勤務体制の確保等	① ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。	条例第3号第187条	▲勤務体制について、左記の取扱いとしているか。		
	② ①の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の一から三に定める職員配置を行わなければならない。		▲従業者を左記により配置しているか。 ・日勤の介護職員又は看護職員 ・夜勤の介護職員又は看護職員 ・ユニットリーダー(常勤)		
	③ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		▲従業者によるサービス提供について、左記の取扱いとしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	④ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。		▲従業者の研修について、左記の取扱いとしているか。		
	⑤ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。		▲管理者の研修について、左記の取扱いとしているか。		
	⑥ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。		▲就業環境について、左記の取扱いとしているか。		
12 定員の遵守	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	条例第3号第188条	▲入居定員・居室定員について、左記の取扱いとしているか。		
13 準用	条例第3号第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、第106条の2、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第186条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この章」とあるのは「第8編第5章」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条において準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第189	条例第3号第189条	▲左記の基準を満たしているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。				

6 変更の届出等

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 変更の届出等	① 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。	法第78条の5第1項	▲変更届について、左記の取扱いとしているか。		

7 サービス費用算定に関する基準

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
1 基本的事項	<p>一 指定地域密着型サービスに要する費用の額は、平18厚告126別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定するものとする。</p> <p>※ 事業者が事業所ごとに所定単位数よりも低い単位数を設定する旨を事前に市町村に届け出た場合はこの限りではない。 (平12老企39)</p> <p>二 指定地域密着型サービスに要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平12厚告22）に平18厚告126別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>※ 1単位の単価は、10円に事業所が所在する地域区分及びサービス種類に応じて定められた割合を乗じて得た額とする。 (平12厚告22)</p> <p>三 一、二の規定により指定地域密着型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	平18厚告126	<p>▲左記により算定しているか。</p> <p>▲左記により算定しているか。</p> <p>▲左記により計算しているか。</p>		
2 算定基準	<p>① 平18厚告126別表の7のイ及びロについては、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た施設において、サービス（旧措置入所者に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>② 平18厚告126別表の7のハ及びニについては、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た施設において、サービス（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、それぞれ所定単位数を算定する。</p>	平18厚告126 別表の7イロハニ 注1、2	<p>▲左記により算定しているか。</p> <p>▲旧措置入所者にサービスを提供した場合、左記により算定しているか。</p>		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
3 夜勤職員の員数が基準を満たさない場合の減算	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。		▲夜勤の人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
4 入所定員を超えた場合の減算	月平均の入所者の数が市町村長に提出した運営規程に定められている入所定員を超える場合(市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあっては入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を、当該施設に併設される短期入所生活介護事業所の施設を利用して地域密着型介護福祉施設入所者生活介護を提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合。)におけるサービス費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。	平12厚告27 十イ	▲入所定員超過の場合、左記により算定しているか。		
5 従業者の員数が基準を満たさない場合の減算	① 介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が平18厚令34第131条に定める員数を置いていない場合(当該施設が一部ユニット型施設である場合にあっては、当該施設のユニット部分以外の部分について、平18厚令34第131条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。)における地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費及び経過的地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。	平12厚告27 十ロ	▲人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
	② 介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が常勤換算方法で、入居者の数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は平18厚令34第131条に定める員数の介護支援専門員を置いていない場合(当該施設が一部ユニット型施設である場合にあっては、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該施設のユニット部分の入居者の数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。)におけるユニット型地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費及びユニット型経過的地域密着型介護福祉施設入所者生活介護費については、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。	平12厚告27 十八	▲人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
6 ユニットケア体制未整備減算	平18厚告126別表の7のロ及びニについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。	平18厚告126 別表の7イロハ ニ 注3	▲ユニットにおける人員基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
7 身体拘束廃止未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平18厚告126 別表の7イロハ ニ 注4	▲身体拘束廃止基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
8 安全管理体制未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。	平18厚告126 別表の7イロハ ニ 注5	▲安全管理体制基準欠如の場合、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
9 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。	平18厚告126 別表の7イロハニ 注6	▲高齢者虐待防止措置未実施の場合、左記により算定しているか。		
10 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ※業務継続計画未策定減算に係る経過措置 令和七年三月三十一日までの間は…（中略）…平18厚告126第八条の規定による改正後の指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表…（中略）…の…（中略）…地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注7…（中略）…の規定は、適用しない。ただし、…（中略）…地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費…（中略）…を算定している事業所又は施設が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。 平18厚告126	平18厚告126 別表の7イロハニ 注7	▲業務継続計画未策定の場合、左記により算定しているか。		
11 栄養管理基準未満	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。	平18厚告126 別表の7イロハニ 注8	▲栄養管理基準欠如の場合、左記により算定しているか。		
12 日常生活継続支援加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 (1) 日常生活継続支援加算(Ⅰ) 36単位 (2) 日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位	平18厚告126 別表の7イロハニ 注9	▲日常生活継続支援加算について、左記により算定しているか。		
13 看護体制加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 (1) 看護体制加算(Ⅰ)イ 12単位 (2) 看護体制加算(Ⅰ)ロ 4単位 (3) 看護体制加算(Ⅱ)イ 23単位 (4) 看護体制加算(Ⅱ)ロ 8単位	平18厚告126 別表の7イロハニ 注10	▲看護体制加算について、左記により算定しているか。		
14 夜勤職員配置加算	別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ 41単位 (2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ 13単位 (3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ 46単位 (4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ 18単位 (5) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ 56単位 (6) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ 16単位 (7) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ 61単位 (8) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ 21単位	平18厚告126 別表の7イロハニ 注11	▲夜勤職員配置加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
15 準ユニットケア加算	平18厚告126別表の7のイ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。	平18厚告126別表の7イロハニ注12	▲準ユニットケア加算について、左記により算定しているか。		
16 生活機能向上連携加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、外部との連携により、入所者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、入所者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注14を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に算定する。 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位	平18厚告126別表の7イロハニ注13	▲生活機能向上連携加算について、左記により算定しているか。		
17 個別機能訓練加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については1日につき、(2)及び(3)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ) 12単位 (2) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位 (3) 個別機能訓練加算(Ⅲ) 20単位	平18厚告126別表の7イロハニ注14	▲個別機能訓練加算について、左記により算定しているか。		
18 ADL維持等加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位 (2) ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位	平18厚告126別表の7イロハニ注15	▲ADL維持加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
19 若年性認知症入所者受入加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。)に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。	平18厚告126 別表の7イロハニ 注16	▲若年性認知症入所者受入加算について、左記により算定しているか。		
20 常勤専従医師配置加算	専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、1日につき25単位を所定単位数に加算する。	平18厚告126 別表の7イロハニ 注17	▲常勤専従医師配置加算について、左記により算定しているか。		
21 精神科医師定期的療養指導加算	認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われており、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。	平18厚告126 別表の7イロハニ 注18	▲精神科医師定期的療養指導加算について、左記により算定しているか。		
22 障害者生活支援体制加算	入所者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者の占める割合が100分の30以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者生活支援員」という。)であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算(Ⅰ)として、1日につき26単位を、入所者のうち、視覚障害者等である入所者の占める割合が100分の50以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、障害者生活支援員であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを2名以上配置しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算(Ⅱ)として、1日につき41単位を所定単位数に加算する。ただし、障害者生活支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、障害者生活支援体制加算(Ⅱ)は算定しない。	平18厚告126 別表の7イロハニ 注19	▲障害者生活支援体制加算について、左記により算定しているか。		
23 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。	平18厚告126 別表の7イロハニ 注20	▲外泊時費用について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
24 外泊時等 在宅サービス 利用費用	入所者に対して居宅における外泊を認め、指定地域密着型介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、外泊時費用を算定する場合は算定しない。	平18厚告126 別表の7イロハ ニ 注21	▲外泊時在宅サービス 利用費用について、左 記により算定している		
25 従来型個 室に入所して いた者への取 扱い	平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室(以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、当分の間、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定する。	平18厚告126 別表の7イロハ ニ 注22	▲従来型個室に入所し ていた場合、左記によ り算定しているか。		
26 従来型個 室に入所する 者への取扱い	次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を支給する場合は、それぞれ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定する。 イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者 ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者	平18厚告126 別表の7イロハ ニ 注23	▲従来型個室に入所す る場合、左記により算 定しているか。		
27 初期加算	初期加算 30単位 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。	平18厚告126 別表の7ホ 注	▲初期加算について、 左記により算定してい るか。		
28 退所時栄 養情報連携加 算	退所時栄養情報連携加算 70単位 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が、指定地域密着型介護老人福祉施設から退所する際に、その居宅に退所する場合は当該入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設(以下この注において「医療機関等」という。)に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、当該入所者の同意を得て、管理栄養士が当該入所者の栄養管理に関する情報を提供したときは、1月につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、平18厚告126別表の7のイからニまでの注8又は栄養マネジメント強化加算を算定している場合は、算定しない。	平18厚告126 別表の7へ 注	▲退所時栄養情報連携 加算について、左記に より算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
29 再入所時 栄養連携加算	再入所時栄養連携加算 200単位 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設に入所している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該指定地域密着型介護老人福祉施設に入所する際、当該者が別に厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定したときに、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、平18厚告126別表の7のイからニまでの注8を算定している場合は、算定しない。	平18厚告126 別表の7ト 注	▲再入所時栄養連携加算について、左記により算定しているか。		
30 退所時等 相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 460単位 (2) 退所後訪問相談援助加算 460単位 (3) 退所時相談援助加算 400単位 (4) 退所前連携加算 500単位 (5) 退所時情報提供加算 250単位 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回(入所後早期に退所前訪問相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2回)を限度として算定する。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等(病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。)に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。 (2)については、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に退所後1回を限度として算定する。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇	平18厚告126 別表の7チ 注1～5	▲退所時等相談援助加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。</p> <p>(4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者(介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。</p> <p>(5)については、入所者が退所し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。</p>				
31 協力医療機関連携加算	<p>指定地域密着型介護老人福祉施設において、協力医療機関(指定地域密着型サービス基準第152条第1項本文(指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関をいう。)との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 当該協力医療機関が、指定地域密着型サービス基準第152条第1項各号に掲げる要件を満たしている場合 50単位</p> <p>(2) (1)以外の場合 5単位</p> <p>※協力医療機関連携加算に係る経過措置 令和七年三月三十一日までの間は、…(中略)…平18厚告126第八条の規定による改正後の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の適用については、これらの規定中「50単位」とあるのは、「100単位」とする。</p> <p>平18厚告126</p>	平18厚告126 別表の7リ注	▲協力医療機関連携加算について、左記により算定しているか。		
32 栄養マネジメント強化加算	<p>栄養マネジメント強化加算 11単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、平18厚告126の7のイからニまでの注8を算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚告126 別表の7ヌ注	▲栄養マネジメント強化加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
33 経口移行加算	<p>経口移行加算 28単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、平18厚告126の7のイからニまでの注8を算定している場合は、算定しない。</p> <p>経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。</p>	平18厚告126別表の7ル注1、2	▲経口移行加算について、左記により算定しているか。		
34 経口維持加算	<p>(1) 経口維持加算(I) 400単位 (2) 経口維持加算(II) 100単位</p> <p>(1) については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、平18厚告126の7のイからニまでの注8又は経口移行加算を算定している場合は算</p> <p>(2) については、協力医療機関を定めている指定地域密着型介護老人施設が、経口維持加算(I)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定地域密着型サービス基準第131条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位を加算する。</p>	平18厚告126別表の7ヲ注1、2	▲経口維持加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
35 口腔衛生管理加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) 90単位 (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) 100単位	平18厚告126別表の7ワ注	▲口腔機能維持管理加算について、左記により算定しているか。		
36 療養食加算	療養食加算 6単位 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、当該基準による食事の提供を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。 イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において行われていること。	平18厚告126別表の7カ注	▲療養食加算について、左記により算定しているか。		
37 特別通院送迎加算	特別通院送迎加算 594単位 透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。	平18厚告126別表の7ヨ注	▲特別通院送迎加算について、左記により算定しているか。		
38 配置医師緊急時対応加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の配置医師(指定地域密着型サービス基準第131条第1項第1号に規定する医師をいう。以下この注において同じ。)が当該指定地域密着型介護老人福祉施設の求めに応じ、配置医師の通常の勤務時間外(配置医師と当該指定地域密着型介護老人福祉施設の間であらかじめ定められた配置医師が当該指定介護老人福祉施設において勤務する時間以外の時間をいう。以下この注において同じ。)、早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。以下この注において同じ。)、夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。以下この注において同じ。))及び深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下この注において同じ。))を除く。以下この注において同じ。)、早朝、夜間又は深夜に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合は、診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合は1回につき325単位、早朝又は夜間の場合は1回につき650単位、深夜の場合は1回につき1,300単位を加算する。ただし、看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合は、算定しない。	平18厚告126別表の7タ注	▲配置医師緊急時対応加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
39 看取り介護加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算(Ⅰ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定地域密着型介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算(Ⅱ)として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき780単位を、死亡日については1日につき1,580単位を死亡月に加算する。ただし、看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚告126別表の7レ注1、2	▲看取り介護加算について、左記により算定しているか。		
40 在宅復帰支援機能加算	<p>在宅復帰支援機能加算 10単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。</p> <p>ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。</p>	平18厚告126別表の7ソ注	▲在宅復帰支援機能加算について、左記により算定しているか。		
41 在宅・入所相互利用加算	<p>在宅・入所相互利用加算 40単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った場合においては、1日につき所定単位数を加算する。</p>	平18厚告126別表の7ツ注	▲在宅・入所相互利用加算について、左記により算定しているか。		
42 小規模拠点集合型施設加算	<p>小規模拠点集合型施設加算 50単位</p> <p>同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った施設において、5人以下の居住単位に入所している入所者については、1日につき所定単位数を加算する。</p>	平18厚告126別表の7ネ注	▲小規模拠点集合型施設加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
43 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位	平18厚告126別表の7ナ注	▲認知症専門ケア加算について、左記により算定しているか。		
44 認知症チームケア推進加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケア(複数人の介護者がチームを組み、入所者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 150単位 (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 120単位	平18厚告126別表の7ラ注	▲認知症チームケア推進加算について、左記により算定しているか。		
45 認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、入所した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。	平18厚告126別表の7ム注	▲認知症行動・心理症状緊急対応加算について、左記により算定しているか。		
46 褥瘡マネジメント加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3単位 (2) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13単位	平18厚告126別表の7ウ注	▲褥瘡マネジメント加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
47 排泄支援加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排泄に係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 排泄支援加算(Ⅰ) 10単位 (2) 排泄支援加算(Ⅱ) 15単位 (3) 排泄支援加算(Ⅲ) 20単位	平18厚告126別表の7キ注	▲排泄支援加算について、左記により算定しているか。		
48 自立支援促進加算	自立支援促進加算 280単位 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。	平18厚告126別表の7ノ注	▲自立支援促進加算について、左記により算定しているか。		
49 科学的介護推進体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位 (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50単位	平18厚告126別表の7オ注	▲科学的介護推進体制加算について、左記により算定しているか。		
50 安全対策体制加算	安全対策体制加算 20単位 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。	平18厚告126別表の7ク注	▲安全対策体制加算について、左記により算定しているか。		
51 高齢者施設等感染対策向上加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10単位 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位	平18厚告126別表の7ヤ注	▲高齢者施設等感染対策向上加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
52 新興感染症等施設療養費(1日につき)	新興感染症等施設療養費(1日につき)240単位 指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。	平18厚告126別表の7マ注	▲新興感染症等施設療養費(1日につき)について、左記により算定しているか。		
53 生産性向上推進体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 10単位	平18厚告126別表の7ケ注	▲生産性向上推進体制加算について、左記により算定しているか。		
54 サービス提供体制強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位	平18厚告126別表の7フ注	▲サービス提供体制強化加算について、左記により算定している		
55 介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数	平18厚告126別表の7コ注	▲介護職員等処遇改善加算について、左記により算定しているか。		

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	<p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※介護職員等処遇改善加算に係る経過措置 令和六年五月三十一日において現に介護職員等処遇改善加算(…(中略)…平18厚告126第九条の規定による改正前の指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)…(中略)…地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の…(中略)…の介護職員等処遇改善加算をいう。)を算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算(…(中略)…旧指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の…(中略)…地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の…(中略)…の介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。)を算定していない事業所又は施設が、令和八年三月三十一日までの間において、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金(退職手当を除く。)の改善を実施しなければならない。 平18厚告126</p> </div> <p>令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定地域密着型介護老人福祉施設(注1の加算を算定しているものを除く。)が、入所者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の113に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数</p> <p>(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数</p> <p>(7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数</p> <p>(8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数</p> <p>(9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p>				

項目	基準	根拠条文	チェックポイント	評価	備考
	(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数 の1000分の74に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数 の1000分の74に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数 の1000分の70に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数 の1000分の63に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) 地域密着型平18厚告126別表の7 イからフまでにより算定した単位数 の1000分の47に相当する単位数				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※経過措置</p> <p>「7 サービス費用算定に関する基準」については下記の通りとする。 都道府県知事又は市町村長が、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものによる届出の受理の準備を完了するまでの間、当該都道府県知事又は市町村長に届出を行う事業所又は施設に対する指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の規定の適用については、…(中略)…指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準…(中略)…の規定中「厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により、市町村長」及び「電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長」とあるのは「市町村長」…(中略)…と読み替えるものとする。この場合において、都道府県知事又は市町村長は、令和八年三月三十一日までの間に、当該準備を完了しなければならない。</p> <p>平18厚告126</p> </div>				

注1 本自主点検表は、指定基準・算定基準にかかる全ての法令等を網羅したものではありません。

注2 記載されている法令等の条文は、語句を省略するなどの修正を加えている箇所があるため、原文通りではありません。